

Title	海外渡航免許の朱印状(伯爵宗家所蔵)
Sub Title	
Author	
Publisher	三田史学会
Publication year	1925
Jtitle	史学 Vol.4, No.4 (1925. 12)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	口繪
Genre	
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19251200--004">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19251200--004</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

海外渡航免許の朱印状（伯爵宗家所蔵）

徳川時代、宗家○藩主對馬と朝鮮との貿易は平和復舊の功績に因り、家康より特に同家に限りて許されしものなること、今復た賛せず。然れども我が國民の海外發展期即ち朱印船活躍時代に於て、宗家の朱印船が九國泉州の列侯鉢商等と比肩し、萬里の波濤を駆つて遠く交趾國○佛領印度に通商せしを知るものありや。この壯圖を證す可きは本誌掲ぐるところ、慶長十六年七月廿五日附にて家康より宗家に與へたる海外渡航免許の朱印狀にして、余輩が先年同家の長権中より偶然に發見したるものに係る。この朱印船の航海貿易に關し、傍證に當る可き他の史料を發見せざるは實に遺憾なれども、之に因りて往時對馬島の勇士が獨り朝鮮半島のみならず、遠く交趾支那に活躍せし當時の面影を目前に譽美せしむるは、まことに望外の幸とやいはむ。

この文書は異國日記・異國御朱印帳・異國渡海御朱印帳等にも脫漏せるものにして、注目を値する新史料たること、何の疑か之あらむ。今は唯だ其紹介にのみ止め、異日他の史料を漁るを待つて、更に詳述するところあらむとす。

最後に本會は度々學界未發の新史料の掲載を快諾せられたる宗家に對して甚深の敬意と感謝とを表するものなり。

大正十四年九月廿七日

武田勝藏識

